

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和6年9月13日

福岡国税局長

記

公売の日時	公売の開始及び 締切の日時	令和6年11月18日 午前9時00分から 令和6年11月20日 午後5時00分まで
公 売 の 場 所	福岡国税局	
公 売 の 方 法	期間入札	
開 札 の 日 時	令和6年11月22日 午前10時00分	
開 札 の 場 所	福岡国税局	
売却決定の日時	令和6年12月13日 午前10時00分	
売却決定の場所	福岡国税局	
買受代金の納付期限	令和6年12月16日 午後2時00分	
権 利 移 転 の 時 期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。	
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。	
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。	
公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の 内容の申し出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内容を福岡国税局特別整理第一部門に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、当局特別整理第一部門にあります。	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者 農地については買受適格証明書の提出を要します。	
そ の 他 公 売 条 件 等	公売公告別紙のとおり	
公 売 財 産 の 表 示	売却区分番号189-1	
	田 (福岡県朝倉市入地字今村822番)	田 (佐賀県佐賀市大和町大字東山田字四本五4285番1)
公 売 保 証 金	710,000円	540,000円
見 積 価 額	100,000円	100,000円

その他公売条件等

1 入札

入札は次のいずれかの方法で行います。

- (1) 入札書を郵送（「書留」等）する方法
- (2) 入札書を直接国税局へ持参する方法
- (3) 入札書情報をインターネットを利用して提出する方法（電子入札）

【留意事項】

- ・ 公売の締切日時（入札期間）を経過した後に提出された（到着した）入札書（入札書情報）は無効となりますので、入札書の提出に当たっては、所要の日数を見込んだ上で手続き（期限内必着）してください。
- ・ 一度入札した入札書は入札期間内であっても引換、変更又は取消しすることができません。
- ・ 同一人が、同一の売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効になります。

2 必要書類及び提出期限

入札にあたっては入札書及び以下の書類の提出が必要です。書面又はインターネットを利用して提出してください。電子入札の場合の提出期限は入札期間の終了日時とは異なりますので注意してください。

なお、提出期限までに必要書類の提出が確認できない場合、入札は無効となります。

(1) 必要書類

① 陳述書

不動産の入札に参加される方は、暴力団員等でない旨の陳述書（以下「陳述書」という。）を提出する必要があります。入札を行う「売却区分番号」ごとに提出してください。陳述書の提出がない場合や記載内容に不備がある場合は、入札が無効となります（虚偽の陳述をした者については国税徴収法第189条の罰則が適用されます。）。

なお、入札者が法人の場合は、「法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書）」を陳述書と併せて提出してください。

また、入札者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合は、その許認可等を受けたことを証する書面（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の許可証）の写しを陳述書と併せて提出してください。

- ② 公売保証金振込通知書兼払渡請求書
- ③ 公売保証金の充当申出書
- ④ 買受適格証明書（公売財産が農地の場合）
- ⑤ 共同入札代表者の届出書（共同入札により入札を行う場合のみ）
- ⑥ 委任状（共同入札により入札を行う場合又は代理人が入札手続きを行う場合のみ）

(2) 提出期限

- ① 電子入札の場合の提出期限
令和6年11月18日（月） 午後5時00分
- ② 書面入札の場合の提出期限
令和6年11月20日（水） 午後5時00分（提出先は最後尾記載の公売担当あて）

3 公売保証金

公売保証金は、令和6年11月18日（月）午後2時00分までに、国税局が指定した金融機関の預金口座に振り込む方法又は担当者（特別整理第一部門）に現金を直接交付する方法により納付してください。

国税局が指定した金融機関の預金口座に振り込む場合は、売却区分番号ごとに振り込んでください。

なお、指定口座への入金が納付期限までに確認できない場合、入札は無効となります。

また、納付期限は入札期間の終了日時とは異なりますので注意してください。

おって、国税局が指定した金融機関の預金口座については、国税庁 HP 公売情報（物件ごとの情報）の「公売保証金の納付について」にてご確認ください。

4 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、開札日に福岡国税局において、公売財産の売却区分ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ最高の価額の入札者に対して行います。

5 売却決定

公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。

売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査結果が明らかにならない場合は、売却決定の日及び買受代金の納付期限が変更されます。

6 買受代金の納付及び権利移転

(1) 買受代金の納付

買受代金から公売保証金を控除した金額を別途指定する口座に買受代金の納付期限までに納付してください。納付期限までに指定口座への振り込みが確認できない場合、売却決定を取り消して、公売保証金を返還できないほか、国税徴収法第108条第1項の規定により、その事実（正当な理由なく、買受代金の納付期限までに代金を納付しなかった場合等。）があった後2年間公売への参加ができない場合があります。

なお、買受人が買受代金を納付する時までに滞納税金が完納された場合等、公売を取り消すべき理由があるときは公売を取り消します。

(2) 権利移転

買受人は買受代金を全額納付したとき（所有権移転について法令の規定等により許可等を要するものは、関係機関の許可等のあったとき。）に公売財産の権利を取得しますので代金納付（許可）後に生じた財産のき損、盗難及び消失等による損害の負担は買受人が負うこととなります。

なお、国は公売財産の引渡しの義務は負わず、公売財産にその種類又は品質の不適合があっても、国は担保責任を負うことはなく、いかなる理由があっても引渡した公売財産の返品及び苦情等は受け付けません。

また、公売財産が不動産の場合、地目・地積等は公簿表示によるものとし、土地の境界については隣接地所有者と協議してください。

おって、権利移転手続きに必要な登録免許税、郵送料等は買受人の負担となります。

7 次順位買受申込者

公売財産が不動産の場合、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上。）の入札者に対し、最高価申込者の決定後、次順位による買受申込の意思確認を行った上で、次順位買受申込者を決定します。

なお、次順位買受申込の意思確認は、電子入札の場合は電子メールにより、書面入札の場合は入札書に記載の入札者等へ電話等により行います。

したがって、次順位による買受申込みを希望する場合は開札日時後に電子メールを受信又は電話に応答できるようにしてください。連絡後15分以内に次順位による買受申込みがない場合（電子メールが受信されない又は電話に応答がない場合を含みます。）は、申し込みがないものとみなします。

また、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の

納付期限が変更される場合があります。

8 追加入札

開札の結果、最高価申込者の入札者が2名以上ある場合の追加入札は、期間入札による方法で行います。追加入札をしてもなお入札価額が同じである場合は、くじにより最高価申込者を決定します。

追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければならない、追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その後2年間公売への参加ができない場合があります。

なお、追加入札に係る日程等は次のとおりです。

(1) 入札期間

令和6年11月25日（月） 午前9時00分から

令和6年11月27日（水） 午後5時00分まで

(2) 開札の日時及び場所

令和6年11月29日（金） 午前10時00分 福岡国税局

(3) 最高価申込者の決定日

令和6年11月29日（金）

(4) 売却決定の日時及び場所

令和6年12月27日（金） 午前10時00分 福岡国税局

(5) 買受代金の納付期限

令和7年1月7日（火） 午後2時00分

担当窓口

福岡国税局 特別整理第一部門 公売担当
電話番号 092-411-0031（内線 4925）